



平成 23 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M C J  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 高 島 勇 二  
(東証マザーズ コード番号:6670)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 廣 田 重 徳  
(電話番号 03-5821-7114)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 26 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、並びに配当予想の修正について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及びそれに伴う定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 23 年 9 月 30 日（金曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 23 年 9 月 30 日（金曜日）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。

なお、平成 23 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	508,623 株
今回の分割により増加する株式数	50,353,677 株

株式分割後の発行済株式総数	50,862,300株
株式分割後の発行可能株式総数	151,371,600株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成23年9月1日(木曜日)
基準日	平成23年9月30日(金曜日)
効力発生日	平成23年10月1日(土曜日)

(4) その他

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の増加はありません。

なお、平成23年4月30日現在の資本金は、3,849,104,600円であります。

また、発行可能株式総数の変更は、平成23年6月29日開催予定の第13回定時株主総会において、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とし、その他本件株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

### 3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成23年6月29日開催予定の第13回定時株主総会において、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年10月1日(土曜日)

※平成23年9月28日(水)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- 1) 当社グループにおける事業の拡大及び事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部変更を行うものであります。
- 2) 事業所の移転に伴い、平成23年7月1日をもって現行定款第3条(本店の所在地)を「埼玉県春日部市」に変更するものであります。
- 3) 上記2.の「株式の分割の概要」及び3.の「単元株制度の採用」に伴い、平成23年10月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。
  - ① 株式の分割に伴い、株式の分割の割合に合わせ、現行定款第6条(発行可能株式総数)を現行の1,513,716株から149,857,884株増加させ、151,371,600株に変更するものであります。
  - ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条(単元株式数)を新設するものであります。
  - ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
  - ④ 単元未満株式の買増請求に対応できるようにするため、第10条(単元未満株式の買増

し) を新設するものであります。

4) 現行定款第8条以下の条数を各3条繰り下げるものであります。

5) 現行定款第2条及び第3条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設するとともに、第6条の変更並びに第8条、第9条及び第10条の新設の効力発生日を定めるため、附則第2条を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分となります。)

現行定款	変更後
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げる物品及びその周辺機器の開発、製造、卸、販売、リース、保守、導入指導、輸出入及びその受託業務</p> <p>①～⑫ (条文省略)</p> <p>2～25 (条文省略)</p> <p>26. 下記に掲げる物品の企画、制作、加工、仕入、輸出入、販売及びそれらの受託業務</p> <p>①日用雑貨及び文具類</p> <p>②ビデオテープ、DVD ビデオ、レーザーディスク、コンパクトディスク、ミニディスク、カセットテープ、及びその他の記録メディア</p> <p>③化粧品、美容関連商品及び健康関連商品</p> <p>④健康関連機器及び美容関連機器</p> <p>⑤一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水</p> <p>⑥農水産物、畜産物及びそれらの加工品</p> <p>⑦農機具、建材及び資材</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げる物品及びその周辺機器の<u>設計、開発、製造、設置、卸、販売、レンタル、</u>リース、保守、導入指導、輸出入及びその受託業務</p> <p>①～⑫ (現行どおり)</p> <p>2～25 (現行どおり)</p> <p>26. 下記に掲げる物品の企画、制作、加工、仕入、輸出入、販売及びそれらの受託業務、<u>並びに録音・録画等の情報処理サービスの提供</u></p> <p>①日用雑貨及び文具類</p> <p>②ビデオテープ、DVD ビデオ、レーザーディスク、コンパクトディスク、ミニディスク、カセットテープ、及びその他の記録メディア</p> <p>③化粧品、美容関連商品及び健康関連商品</p> <p>④健康関連機器及び美容関連機器</p> <p>⑤一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水</p> <p>⑥農水産物、畜産物及びそれらの加工品</p> <p>⑦農機具、建材及び資材</p>

<p>⑧木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品</p> <p>⑨通信教育教材及び通信教育機器 27～47（条文省略）</p> <p>2 当社は、前項各号の事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業、その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</p>	<p>⑧木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品</p> <p>⑨通信教育教材及び通信教育機器 27～47（現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p>
<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県北葛飾郡杉戸町に置く。</p>	<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県春日部市に置く。</p>
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,513,716株</u>とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>151,371,600株</u>とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>単元株式数</u>）</p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>単元未満株式についての権利</u>）</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>④ <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>単元未満株式の買増し</u>）</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条～第45条（条文省略）</p>	<p>第11条～第48条（現行どおり）</p>

(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 2 条及び第 3 条の変更の効力発生日は、平成 23 年 7 月 1 日とする。</u></p> <p><u>2. なお、本附則第 1 条は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 第 6 条の変更並びに第 8 条、第 9 条及び第 10 条の新設の効力発生日は、平成 23 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p><u>2. なお、本附則第 2 条は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。</u></p>
------	--

(3) 日程

平成 23 年 6 月 29 日	定款変更のための株主総会開催日
平成 23 年 7 月 1 日	定款変更の効力発生日 (第 2 条、第 3 条)
平成 23 年 10 月 1 日	定款変更の効力発生日 (第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条)

5. 配当予想の修正

平成 23 年 5 月 13 日に公表しております配当予想につきましては、現在のところ配当総額に変更はありませんが、今回の株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、1 株当たり期末配当予想 217 円を 100 分の 1 の 2.17 円といたします。

	第 2 四半期末	期 末	年 間
前回予想 (平成 23 年 5 月 13 日発表)	0 円 00 銭	217 円 00 銭	217 円 00 銭
今回修正予想	0 円 00 銭	2 円 17 銭	2 円 17 銭
前期 (平成 23 年 3 月期) 実績	0 円 00 銭	305 円 00 銭	305 円 00 銭

以上